

公の施設の指定管理者における業務状況評価

平成23年 7月 5日

施設名	宇佐漁港プレジャーボート等保管施設	所管課	水産振興部 漁港漁場課
-----	-------------------	-----	-------------

1 施設の概要

指定管理者名	高知県漁業協同組合	指定期間	平成22年 4月 1日 ~ 平成25年 3月31日
施設所在地	土佐市宇佐町宇佐及び須崎市浦ノ内下中山(宇佐漁港区域内)		
事業内容	1 施設の利用の許可に関する業務 利用許可、既許可事項の変更許可、許可に関する条件附加、許可の取消し、申請指導等 2 利用料金の収受に関する業務 利用料金の徴収、利用料金の制定、利用料金の減免及び還付 3 施設の維持管理に関する業務 施設の定期的な巡視点検、損傷箇所の修繕又は応急対応、施設周辺の清掃美化等 4 施設の運営管理に関する業務 船舶係留場所の配置選定、陸上保管施設の開閉時間等の調整等 5 県、関係機関、地元漁業者との連絡、調整 放置船の確認、県及び関係機関への連絡、利用者からの苦情処理等		
施設内容	1 施設区分 (1) 水域係留施設…施設所在地区名・施設数・係留可能隻数 橋田(2施設55隻)、新町(5施設115隻)、福島(2施設52隻)、塩浜(6施設21隻)、灘(11施設124隻)、井尻(2施設49隻)、竜(1施設2隻)、荻浜(2施設30隻)、宇津賀(2施設9隻)、堂ノ浦(1施設10隻)、入戸(1施設8隻)、白鷺(1施設4隻) 計12地区、36施設、479隻 (2) 陸上保管施設…施設所在地区名・施設数・保管可能隻数 橋田(1施設100隻) 2 利用料金区分…月額 (1) 水域係留施設 ① 係船環A(21施設) 船長6m未満…2, 725円 船長6m以上…3, 325円 ② 係船環B(8施設) 船長6m未満…1, 725円 船長6m以上…2, 125円 ③ 係船環C(5施設) 船長6m未満… 500円 船長6m以上… 600円 ④ 浮き棧橋(2施設) 船長6m未満…3, 725円 船長6m以上…4, 325円 (2) 陸上保管施設 ① 船舶保管施設(1施設)…1隻の船長1フィートあたり…510円 ※当該利用料金額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。 1月未満及び1フィート未満の端数については、1月及び1フィートとして計算する。		
職員体制	常勤職員: 3人 非常勤職員: 4人 合計: 7人		

2 収支の状況

単位:千円

		平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(予算)
収入	県支出金	—	0	0
	使用料・手数料	13,905	21,247	21,120
	その他	0	0	0
	収入計 (a)	13,905	21,247	21,120
支出	事業費	—	0	0
	管理運営費	4,671	4,015	4,127
	人件費	—	14,161	13,450
	県への納付金	—	3,500	3,500
	その他	—	0	43
	支出計 (b)	4,671	21,676	21,120
収支差額 (a) - (b)		9,234	△ 429	0

※当該施設は平成22年度から指定管理者制度に移行した。

平成21年度(県中央西土木事務所直営で実施)の内訳については、下記のとおり。

- ・係留施設巡視指導等については、管理委託(4,671千円)により実施した。
- ・人件費(中央西土木事務所に担当者を2名を配置し当該業務及び他の漁港管理業務を実施)及び管理委託を除く管理運営費(施設の維持管理経費等)については、平成22年度以降に指定管理業務に移管したものと県直営業務に残ったものの割合を定めることが困難なため、支出に計上していない。
- ・使用料収入(13,905千円)には、陸上保管施設に係る収入を含めていない。

3 利用状況

	平成21年度(実績)	平成22年度(実績)	平成23年度(目標)
①年間利用船舶数 (年度末許可隻数)	419	452	451
②利用者意見等の反映	<p>○ 窓口による要望苦情等の受付 高知県漁協宇佐統括支所の一般受付窓口が宇佐漁港プレジャーボート等保管施設に関する業務の受付窓口を兼ねており、日頃のやりとりの中で、指定管理業務に関する要望苦情等を受け付け、改善可能な案件には対応している。</p> <p>○ その他 橋田地区の陸上保管施設に職員を配置し利用者に対応している。 水域の各係留施設についても、職員が巡回又は清掃する際に要望苦情等の受付が可能となっている。 又、施設の確認が急遽必要になった場合でも、事務所が宇佐漁港区域内にあるため、職員による早急な確認が可能となっている。</p>		
③その他特記事項	係留の募集は特に行っていない。係留希望者の漁協事務所への訪問又は電話に対応している。(船舶の大きさ等によっては係留施設が空いていても希望する場所に係留できないケースがあり、空き情報の周知ではなく個別の問い合わせに具体的に答える方法で対応している。)		

※平成21年度まで県(中央西土木事務所)直営により業務を実施した。同年度の年間利用船舶数には、陸上保管施設の船舶を含めていない。

4 平成22年度業務評価

項 目	状 況 説 明
①適正な管理運営の確保	<p>陸上保管施設において、利用者への継続申請書提出の指導に遅延が見られ、徴収の遅延にも繋がった。又、平成23年3月末時点で、水域係留施設5隻、陸上保管施設4隻の利用料金未収が残っていた。23年度は、利用料金の早期徴収と未納を発生させないための取組が必要。 許可書等の受理に関して受付印を押印すること、コピーを取ること等、モニタリング時の指示を適切に実行している。 当該指定管理業務を主に行う経理職員を漁協事務所内に配置し、許可書発行等の作業時は複数の職員で対応するなど、適切な業務実施体制としている。 個人情報の保護に関して、USB等の保管には施錠が必要であるとモニタリング時に指摘したが、その後は適正な取扱いができています。</p>
②利用者サービスの維持向上	<p>施設の定期的な巡視点検、損傷箇所の修繕又は応急対応、施設周辺の清掃美化、係留(保管)場所の配置選定、陸上保管施設の運営などの業務が概ね達成できている。 利用料金については、高知県漁港管理条例で規定している額(県直営係留施設の利用料金)よりも低額に設定し、利用者サービスに努めている。</p>
③利用実績	<p>水域係留については、平成21年度(指定管理者制度導入前)までの利用者で22年度の許可更新を行わなかったものが21隻発生し、その後も利用廃止が新規許可申請を上回ったため、21年度末の419隻から25隻減少して、22年度末は394隻となった。 陸上保管施設については、21年度末の59隻から1隻減少して、22年度末は58隻となった。</p>
④収支の状況	係留船舶の減少により利用料金収入が当初の事業計画を下回ったこと、又、指定管理の初年度であるため投資的経費が増大したこと、一方、投資的経費以外の管理運営費の節減に務めたことにより、収支は△429千円となった。
総合評価	<p>平成22年度は指定管理者制度導入の初年度であったが、現場対応等においては、地元漁協としての強みを活かし、仕様書どおりの業務遂行ができていた。 指定管理者の収入は利用料金収入のみであり、県は管理代行料を支出していない。又、当指定管理施設は、指定管理者が県へ納付金を納入する県内で唯一の施設であり、指定管理者は、基本協定書の規定どおり平成22年度納付金3,500千円を期限内に納入している。 B ただし、利用料金の年度内完納を達成できておらず、又、利用料金収入が減少傾向にあるので、適切な使用料徴収に加え、今後は、利用料金収入増加のための方策の検討を要請する。</p>

- 【評価の目安】
- A: 仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの
 - B: おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの
 - C: 仕様書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの
 - D: 管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの